連　結　財　務　諸　表

（昭和62年５月29日提出の証券取引法第24条第３項に基づく報告書の添付書類）

連結会計年度
自　昭和60年３月１日
至　昭和61年２月28日
自　昭和61年３月１日
至　昭和62年２月28日

大　蔵　大　臣　殿

昭和62年６月29日提出

会　社　名　太　陽　誘　電　株　式　会　社

英　訳　名　Taiyo Yuden Co., Ltd.

代表者の役職氏名　代表取締役社長　川　田　　貢

本店の所在の場所　東京都台東区上野１丁目２番12号　電話番号　東京（832）0101（代表）

連　絡　者　常務取締役管理本部長　安　藤　　顯

もよりの連絡場所　同　上　電話番号　同　上

連　絡　者　同　上

（本書面の枚数　表紙共11枚）

証券コード 6976

連結財務諸表について

1．当社の連結財務諸表は「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成している。

なお、連結財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示している。

2．当社は、当連結会計年度の連結財務諸表について、証券取引法第193条の２の規定に基づき、和泉監査法人の監査を受け、次の通り監査報告書を受領している。

監　査　報　告　書

太陽誘電株式会社
代表取締役社長　川　田　　貢　殿

作　成　日　昭和62年6月27日

事務所所在地　東京都千代田区内神田2丁目5番11号　桐治ビル

監査法人の名称　和　泉　監　査　法　人

代表社員
関与社員　公認会計士　柳　町　　明　㊞

代表社員
関与社員　公認会計士　元　嶋　啓　治　㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2に基づく監査証明を行うため、以下に掲げられている太陽誘電株式会社の昭和61年3月1日から昭和62年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益及び剰余金結合計算書について監査を行った。

この監査に当って、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。

監査の結果、連結財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、かつ、前連結会計年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、連結財務諸表の表示方法は「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の連結財務諸表が、太陽誘電株式会社及び子会社の昭和62年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する連結会計年度の経営成績を適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人または関与社員との間には、公認会計士法により記載すべき利害関係はない。

以　上

(1) 連結貸借対照表

（単位　千円）

科目	昭和60年度（61.2.28現在）		昭和61年度（62.2.28日現在）	
	金額	構成比	金額	構成比
		%		%
（資産の部）				
Ⅰ 流動資産				
1. 現金及び預金	19,220,161		20,394,469	
2. 特定金銭信託	13,000,000		3,500,000	
3. 受取手形及び売掛金※1	16,641,453		18,296,644	
4. 非連結子会社及び関連会社受取手形及び売掛金	141,023		198,475	
5. 有価証券	557,875		435,040	
6. たな卸資産	10,282,244		12,870,275	
7. その他	1,271,656		1,251,791	
貸倒引当金	△ 180,879		△ 177,440	
流動資産合計	60,933,533	66.9	56,769,254	57.1
Ⅱ 固定資産				
(1) 有形固定資産				
1. 建物及び構築物	10,713,778		13,503,723	
2. 機械及び装置	30,377,790		37,446,444	
3. 運搬具	210,149		268,554	
4. 工具器具備品	4,527,915		5,308,837	
5. 土地	2,942,279		2,984,985	
6. 建設仮勘定	1,335,086		3,085,971	
減価償却累計額	△24,756,773		△28,968,860	
有形固定資産合計	25,350,224	27.9	33,629,654	33.8
(2) 無形固定資産	35,239	—	42,027	—
(3) 投資その他の資産				
1. 投資有価証券	1,413,372		1,777,075	
2. 非連結子会社及び関連会社株式	444,624		75,750	
3. 長期金銭信託	—		4,000,000	
4. その他	1,044,305		1,480,971	
貸倒引当金	△ 12,173		△ 12,973	
投資その他の資産合計	2,890,128	3.2	7,320,823	7.4
固定資産合計	28,275,591	31.1	40,992,504	41.2
Ⅲ 繰延資産				
1. 社債発行費	413,645		206,822	
2. 開発費	118,250		—	
3. その他	7,638		—	
繰延資産合計	539,533	0.6	206,822	0.2
Ⅳ 為替換算調整	1,197,049	1.4	1,498,341	1.5
資産合計	90,945,706	100.0	99,466,921	100.0

（単位　千円）

科目	昭和60年度（61.2.28現在）		昭和61年度（62.2.28現在）	
	金額	構成比	金額	構成比
		%		%
（負債の部）				
I 流動負債				
1. 支払手形及び買掛金	7,409,083		10,685,147	
2. 関連会社支払手形及び買掛金	—		223,414	
3. 短期借入金	876		708,130	
4. 一年内償還予定の転換社債	—		30,818	
5. 未払金	324,895		357,324	
6. 未払事業税等	596,844		403,919	
7. 未払法人税等	2,261,037		1,849,320	
8. 未払費用	1,495,534		1,808,176	
9. 賞与引当金	737,477		796,238	
10. その他	156,753		111,516	
流動負債合計	12,982,499	14.3	16,974,002	17.1
II 固定負債				
1. 転換社債※2	14,603,672		6,633,825	
2. 長期借入金	332,321		1,732,588	
3. 退職給与引当金	2,657,799		2,920,095	
4. その他	15,000		15,000	
固定負債合計	17,608,792	19.3	11,301,508	11.3
III 少数株主持分	—	—	280,575	0.3
IV 連結調整勘定	—	—	76,232	0.1
負債合計	30,591,291	33.6	28,632,317	28.8
（資本の部）				
I 資本金	10,396,539	11.4	14,160,700	14.2
II 資本準備金	27,623,775	30.4	31,798,644	32.0
III 利益準備金	815,498	0.9	983,270	1.0
IV その他の剰余金	21,534,552	23.7	23,902,762	24.0
	60,370,364		70,845,376	
V 自己株式	△ 15,949		△ 10,772	
資本合計	60,354,415	66.4	70,834,604	71.2
負債・資本合計	90,945,706	100.0	99,466,921	100.0

(2) 連結損益及び剰余金結合計算書

（単位　千円）

科目	昭和60年度（60.3.1～61.2.28）			昭和61年度（61.3.1～62.2.28）		
	金額		百分比	金額		百分比
Ⅰ 売上高		67,350,445	100.0%		70,566,394	100.0%
Ⅱ 売上原価		48,798,320	72.5		52,128,213	73.9
売上総利益		18,552,125	27.5		18,438,181	26.1
Ⅲ 販売費及び一般管理費						
1. 運賃及び手数料	1,350,999			1,747,361		
2. 給料手当	2,151,005			2,386,979		
3. 賞与引当金繰入額	124,025			73,681		
4. 退職給与引当金繰入額	98,222			96,698		
5. 事業税等	1,179,610			945,894		
6. 減価償却費	134,826			179,405		
7. 試験研究費	903,559			1,212,658		
8. 開発費償却	118,250			118,250		
9. その他	3,035,865	9,096,391	13.5	3,514,158	10,275,084	14.6
営業利益		9,455,734	14.0		8,163,097	11.5
Ⅳ 営業外収益						
1. 受取利息及び配当金	2,219,414			2,284,001		
2. その他	722,386	2,941,800	4.4	452,715	2,736,716	3.9
Ⅴ 営業外費用						
1. 支払利息及び割引料	318,298			282,797		
2. 社債利息	447,377			265,994		
3. 社債発行費償却	252,840			206,822		
4. 為替差損	566,498			401,256		
5. その他	357,220	1,942,233	2.9	610,956	1,767,825	2.5
経常利益		10,455,301	15.5		9,131,988	12.9
Ⅵ 特別利益						
前期損益修正益	119,720	119,720	0.2	—	—	—
Ⅶ 特別損失						
1. 退職慰労金	18,742			12,460		
2. 固定資産除却及び売却損	62,923	81,665	0.1	282,723	295,183	0.4
税金等調整前当期純利益		10,493,356	15.6		8,836,805	12.5
法人税及び住民税額		4,923,777	7.3		4,292,975	6.1
少数株主損益		—	—		△ 20,191	—
連結調整勘定当期償却額		—	—		19,057	—
持分法による投資損益		37,894	0.1		—	—
為替換算調整		△ 152,625	△ 0.2		130,344	0.2
当期純利益		5,454,848	8.2		4,673,040	6.6

（単位　千円）

科目	昭和60年度（60.3.1～61.2.28）			昭和61年度（61.3.1～62.2.28）		
	金額		百分比	金額		百分比
Ⅷ　その他の剰余金期首残高		19,129,233	%		21,534,552	%
Ⅸ　その他の剰余金増加高						
連結子会社増加に伴う増加額	—	—		△ 7,916	△ 7,916	
Ⅹ　その他の剰余金減少高						
1. 利益準備金繰入額	141,822			167,771		
2. 配当金	1,415,780			1,670,418		
3. 取締役賞与	34,314	1,591,916		43,596	1,881,785	
為替換算調整		△ 1,457,613			△ 415,129	
その他の剰余金期末残高		21,534,552			23,902,762	

連結財務諸表作成の基本となる事項

昭和60年度（60．3．1～ 61．2．28）	昭和61年度（61．3．1～ 62．2．28）
(1) 連結の範囲に関する事項 ① 連結子会社は次の12社である。 台湾太陽誘電股份有限公司、韓国太陽誘電株式会社、TAIYO YUDEN（SINGAPORE）PTE. LTD.,香港太陽誘電有限公司、TAIYO YUDEN（U.S.A.） INC. TAIYO YUDEN（U.K.）LTD., TAIYO YUDEN（DEUTSCHLAND）G.M.B.H.（以上在外子会社）太陽化学工業㈱、赤城電子㈱、月夜野電子㈱、サン・エレクトロニクス㈱、太陽福祉㈱	(1) 連結の範囲に関する事項 ① 連結子会社は次の14社である。 台湾太陽誘電股份有限公司、韓国太陽誘電株式会社、TAIYO YUDEN（SINGAPORE）PTE. LTD.,香港太陽誘電有限公司、TAIYO YUDEN（U.S.A.） INC.，※韓国東陽誘電株式会社、TAIYO YUDEN（U.K.）LTD.， TAIYO YUDEN（DEUTSCHLAND）G.M.B.H.（以上在外子会社）太陽化学工業㈱、赤城電子㈱、月夜野電子㈱、サン・エレクトロニクス㈱、太陽福祉㈱、※㈱サン・メック ※印の２社を当年度から連結の範囲に含めた。
② 非連結子会社は、次の１社である。 ㈱サン・メック	② ——
③ 非連結子会社の総資産・売上高・当期純利益は連結総資産・売上高・当期純利益の$\frac{10}{100}$以下であり、連結の範囲から除いても、当企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的判断を妨げる程度の重要性がないので、これを連結の範囲から除いた。	③ ——
(2) 持分法の適用 ① 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令」（昭和56年４月22日大蔵省令第21号）に基づき、当年度から関連会社１社に対する投資については持分法を適用している。持分法適用会社は次の会社である。 関連会社 韓国東陽誘電株式会社（在外関連会社）	(2) 持分法の適用 ① 関連会社２社については、利益の持分が連結利益の$\frac{10}{100}$以下であり、持分法適用の範囲から除いても当企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的判断を妨げる程度の重要性がないので、持分法を適用せず、原価法により評価している。 関連会社 ㈱エイブイテック 中 紀 精 機 ㈱
② 非連結子会社及び関連会社各一社については非連結子会社等の利益の持分が連結利益の$\frac{10}{100}$以下であり、持分法適用の範囲から除いても当企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的判断を妨げる程度の重要性がないので持分法適用の範囲から除いた。 非連結子会社 ㈱サン・メック 関連会社 ㈱エイブイテック	
(3) 連結子会社の事業年度 連結子会社のうち台湾太陽誘電股份有限公司の決算日は昭和60年12月31日であり、連結決算日の昭和61年２月28日と異なるため、連結会社間の債権・債務及び取引の消去に当っては、連結上必要な調整を行った。	(3) 連結子会社の事業年度 連結子会社のうち台湾太陽誘電股份有限公司の決算日は昭和61年12月31日であり、連結決算日の昭和62年２月28日と異なるため、連結会社間の債権・債務及び取引の消去に当っては、連結上必要な調整を行った。

昭和60年度（60．3．1～ 61．2．28）	昭和61年度（61．3．1～ 62．2．28）
(4) 会計処理基準に関する事項 ① 重要な資産の評価基準 たな卸資産……製品、商品及び仕掛品については総平均法による原価法であり原材料及び貯蔵品は先入先出法による原価法である。 投資有価証券…移動平均法による原価法である。 ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法 法人税法に規定された方法に基づいており、有形固定資産については定率法、ただし韓国太陽誘電㈱は定額法、無形固定資産については定額法を採用している。 ③ 重要な引当金の計上基準 ㋑ 賞与引当金…従業員の賞与の支給に充てるため、期末直近時の支給実績を基準にしている。ただし、台湾太陽誘電股份有限公司、TAIYO YUDEN (U.S.A.) INC.,香港太陽誘電有限公司、TAIYO YUDEN (U.K.) LTD., TAIYO YUDEN (DEUTSCHLAND) G.M.B.H.は現金基準によっている。 ㋺ 退職給与引当金…前期末と当期末の退職金要支給額の増差額の100%を繰入れており、なお昭和54年度より親会社は退職金の一部について厚生年金基金制度に移行した。この移行に伴い年度末退職給与引当金残高は、年度末退職金要支給額から、厚生年金基金残高を控除した残高の100%である。ただし、台湾太陽誘電股份有限公司、TAIYO YUDEN (SINGAPORE) PTE. LTD.、TAIYO YUDEN (U.S.A.) INC.,香港太陽誘電有限公司、TAIYO YUDEN (U.K.) LTD.,TAIYO YUDEN (DEUTSCHLAND)G.M.B.H.は現金基準によっている。なお、親会社は有価証券報告書重要な会計方針6に記載のとおり調整年金制度を採用しているが、連結子会社においては年金制度は採用していない。	(4) 会計処理基準に関する事項 ① 重要な資産の評価基準 たな卸資産……製品、商品及び仕掛品については総平均法による原価法であり原材料及び貯蔵品は先入先出法による原価法である。 投資有価証券…移動平均法による原価法である。 ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法 法人税法に規定された方法に基づいており、有形固定資産については定率法、ただし韓国太陽誘電㈱及び韓国東陽誘電㈱は定額法、無形固定資産については定額法を採用している。 ③ 重要な引当金の計上基準 ㋑ 賞与引当金…従業員の賞与の支給に充てるため、期末直近時の支給実績を基準にしている。ただし、台湾太陽誘電股份有限公司、TAIYO YUDEN (U.S.A.) INC.,香港太陽誘電有限公司、TAIYO YUDEN (U.K.) LTD., TAIYO YUDEN (DEUTSCHLAND) G.M.B.H.は現金基準によっている。 ㋺ 退職給与引当金…前期末と当期末の退職金要支給額の増差額の100%を繰入れているが、親会社については退職金支給規定に基づき、調整年金部分を除いて期末在職者の自己都合による期末退職金要支給額が退職給与引当金の期末残高となるよう計上している。ただし、台湾太陽誘電股份有限公司、TAIYO YUDEN (SINGAPORE) PTE. LTD.、TAIYO YUDEN (U.S.A.) INC.,香港太陽誘電有限公司、TAIYO YUDEN (U.K.) LTD.,TAIYO YUDEN (DEUTSCHLAND)G.M.B.H.、㈱サン・メックは現金基準によっている。なお、親会社は有価証券報告書重要な会計方針6に記載のとおり調整年金制度を採用しているが、連結子会社においては年金制度は採用していない。

昭和60年度（60.3.1～61.2.28）	昭和61年度（61.3.1～62.2.28）
㈡ 貸倒引当金 受取手形、売掛金等債権の貸倒損失に備えるため、国内法人については法人税法の規定（法定繰入率）に基づき計上している。 ただし、国外法人のうちTAIYO YUDEN (U.S.A.) INC.,香港太陽誘電有限公司、TAIYO YUDEN (DEUTSCHLAND) G.M.B.H.は個別見積りにより計上している。 台湾太陽誘電股份有限公司、韓国太陽誘電株式会社、TAIYO YUDEN (SINGAPORE) PTE.LTD.,TAIYO YUDEN (U.K.) LIMITEDは発生時の費用として処理する方法によっている。 なお、法人税法の改正により法定繰入率が$\frac{10}{1000}$から$\frac{8}{1000}$に変更された。この変更により前期と同様の方法によった場合に比べ繰入額は、33,743千円少なく同額だけ税金等調整前当期純利益が多く表示されている。	㈡ 貸倒引当金 受取手形、売掛金等債権の貸倒損失に備えるため、国内法人については法人税法の規定（法定繰入率）に基づき計上している。 ただし、国外法人のうちTAIYO YUDEN (U.S.A.)INC.香港太陽誘電有限公司、TAIYO YUDEN (DEUTSCHLAND) G.M.B.H.、韓国太陽誘電㈱、韓国東陽誘電㈱は個別見積りにより計上している。 台湾太陽誘電股份有限公司、TAIYO YUDEN (SINGAPORE) PTE.LTD.,TAIYO YUDEN (U.K.) LIMITEDは発生時の費用として処理する方法によっている。
④ 外貨建債権・債務の換算基準 外貨建短期金銭債権・債務は決算日の為替相場により、外貨建長期金銭債権・債務は取得時又は発生時の為替相場により換算している。	④ 外貨建債権・債務の換算基準 外貨建短期金銭債権・債務は決算日の為替相場により、外貨建長期金銭債権・債務は取得時又は発生時の為替相場により換算している。
(5) 投資勘定と資本勘定の相殺消去 親会社の投資勘定と連結子会社の資本勘定との相殺消去は、取引日を基準とする段階法によっている。相殺消去の結果生じた差額は発生原因が明らかなものを除き連結調整勘定とし、発生以後5年間で償却することにしている。	(5) 投資勘定と資本勘定の相殺消去 親会社の投資勘定と連結子会社の資本勘定との相殺消去は、取引日を基準とする段階法によっている。相殺消去の結果生じた差額は発生原因が明らかなものを除き連結調整勘定とし、発生以後5年間で償却することにしている。
(6) 未実現損益の消去 連結会社及び持分法適用会社間の資産の売買に伴う未実現利益は、重要性のとぼしいものを除きその全額が消去されている。	(6) 未実現損益の消去 連結会社及び持分法適用会社間の資産の売買に伴う未実現利益は、重要性のとぼしいものを除きその全額が消去されている。
(7) 在外連結子会社の財務諸表項目の換算 在外連結子会社及び在外持分法適用会社の財務諸表項目の円貨への換算は、「外貨建取引等会計処理基準」（昭和54年6月26日企業会計審議会報告）によっている。	(7) 在外連結子会社の財務諸表項目の換算 在外連結子会社及び在外持分法適用会社の財務諸表項目の円貨への換算は、「外貨建取引等会計処理基準」（昭和54年6月26日企業会計審議会報告）によっている。
(8) 利益処分項目等の取扱い 「連結損益及び剰余金結合計算書」の利益処分は連結会計年度中に確定した利益処分を示している。 連結子会社の利益準備金については連結財務諸表上は、その他の剰余金として処理している。	(8) 利益処分項目等の取扱い 「連結損益及び剰余金結合計算書」の利益処分は連結会計年度中に確定した利益処分を示している。 連結子会社の利益準備金については連結財務諸表上は、その他の剰余金として処理している。
(9) 法人税等の期間配分の処理 法人税等の期間配分は行っていない。	(9) 法人税等の期間配分の処理 法人税等の期間配分は行っていない。

連結財務諸表注記事項

連結貸借対照表関係

昭和60年度（61.2.28 現在）	昭和61年度（62.2.28 現在）
※1. 受取手形割引高は4,347,640千円である。	※1. 受取手形割引高は3,883,415千円である。
※2. 転換社債のうち外貨建転換社債は、9,605,172千円であり、その決算時の為替相場による換算額は8,275,318千円である。	※2. 転換社債のうち外貨建転換社債は、1,636,325千円であり、その決算時の為替相場による換算額は1,474,056千円である。

1 株 当 り 情 報

摘　・　・　要	昭和60年度	昭和61年度
1 株 当 り 純 資 産 額	623 円 56 銭	677 円 94 銭
1 株 当 り 当 期 純 利 益	58 円 51 銭	46 円 28 銭